# 株式会社タダノユーティリティ
# 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員がその能力を発揮できる健康的な生活の維持と雇用環境の整備を行うため、
次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間　　令和5(2023)年 4 月 1 日　～　令和8(2026)年 3 月 31 日
2. 内容

| |
|---|
| 目標 1 ：　　所定外労働削減達成のための各施策を実施、および導入する |

＜対策＞

業務の見直しや意識改善のため、所定外労働時間の削減のための対策を実施。

2023 年 4 月～　各人の過勤状況（所定外労働時間）を部門上長に対し月ごとに通知
　　ノー残業デーにおける各部労働時間実績を四半期ごとに掲示

2024 年 1 月～　所定外労働削減状況の結果確認・対策案の取りまとめ

2024 年 4 月～　勤務間インターバル制度についての労使間協議実施

| |
|---|
| 目標 2 ：　　会社による年次有給休暇付与日を毎年 1 日以上設定し、<br>従業員の有給休暇取得拡充を推進する |

＜対策＞

2023 年 4 月～　部門毎の有給休暇所得実績を四半期ごとに掲示

2023 年 10 月～　会社による年次有給休暇計画付与日数の見直し検討

2024 年 4 月～　年次有給休暇付与日を含めず各従業員の年間有給休暇 5 日間以上の
　　取得を推奨・促進する